

京都市文化財普及活用施設指定管理者募集要項に係る質問事項について、以下のとおり回答します。（無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅）

No.	項 目	質問内容	回 答
1	募集要項 6 応募及び申込手続 （6）プレゼンテーション審査の実施	① 「添付書類を用いて行うこととし、新たな資料の提出は認めません。」とありますが、これは、 ・委員は事前に提出された印刷資料を参照しながら聴取と審査を行う ・応募者は、提出済みの添付書類を画面に表示しながらプレゼンテーションすることが可能である という理解でよいでしょうか。 ② 提出済みの添付書類を画面に表示してプレゼンテーションすることが可能な場合、プロジェクター、スクリーン等の設備・機材は会場にご用意されるのでしょうか。 ③ 添付書類の巻末や各節冒頭などに「要約」資料を含めること、およびこれを参照しつつプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか。	① お見込みのとおりです。 ② 提出済みの添付書類を画面に表示してプレゼンテーションすることは可能です。 会場にモニター及びHDMIケーブルを用意していますので、PC等を持参のうえ当該モニターを利用してください。 ③ 可能です。

2	仕様書 第2管理運営業務内容及び基準に関する事項 2業務内容及び基準 (イ)入場料及び観覧料等 a 入場料の額	○ 「閑散日の設定に努める」とありますが、この「閑散日」とは、実績や予想から来場者が特に少ないと見込まれる日に、以下の施策を行うことが可能であるという理解でよいでしょうか。 ・入場料を通常の入場料（無鄰菴 600 円、岩倉 400 円）よりも低い額とする。 ・年間の設定日数に特に制限はない。 ・来場者の属性（居住地、年齢など）に関わらず一般入場者全員に適用する。	お見込みのとおりです。
3		○ 「近隣住民や市民に親しみを持っていただく」とありますが、これは、以下の施策を行うことが可能であるという理解でよいでしょうか。 ・近隣住民や京都市民のみを対象とする入場料の設定を奨励する。 ・入場料を通常の入場料よりも低い額（または無料）とする。 ・閑散日料金を京都市民のみに限定して設定することも可能。 ・年間の設定日数に特に制限はない。	年間を通した料金設定を導入することについては、協議のうえ、可否の判断をいたしますが、自主事業のイベントとして実施する場合には、問題ありません。
4		○ 補填料の支払いについて ① これは例えば、以下のような手順を意味しているという理解でよいでしょうか。	補填料につきましては、本格修理期間中の各年度における減収相当額について、京都市が試

	・令和9年度の事業決算に基づき、令和10年度当初に指定管理者が請求する。 ・これにはあらかじめ賃金・物価スライド制度による補正を行う。 ・補填要求額は、令和9年度の事業予算における想定額を上回ることも可。 ・両者協議し協定書を変更し、これに基づいて京都市が財政措置を行う。 ・令和9年度分の補填料は令和10年度の上期と下期に分割して支払われる。 また、そうした場合、 ・令和9年4月～令和10年3月の概ね31,000千円の支出超過について →令和10年4月頃に概ね15,500千円 →令和10年10月頃に概ね15,500千円というように支払われる ② 上記のように初年度中、指定管理者は大きな支出超過を抱えることになります。これに対して令和9年度中に支払われる一時金のような措置はありますか？ ③ 4年間で上限 127,000千円とありますが、単年度での上限はありますか？	算した額であり、予算の範囲内であれば年度途中において概算請求が可能です。（協定によりますが、4半期ごとあるいは半期ごとを想定しています。） また、補填料につきましては、原則、事業予算の想定額を上回る事は認めませんが、特段の事情により、京都市が認めた場合に限り、予算の範囲内で可能といたします。 一方で賃金・物価スライド制度につきましては、補填料とは別の制度運用となりますので、令和9年度の実績に応じて、令和10年度の指定管理料に反映させる仕組みとなっています。 なお、各年度における補填料（上限）の想定は以下のとおりです。 ・令和9年度 : 29,000千円 ・令和10年度 : 38,000千円 ・令和11年度 : 38,000千円 ・令和12年度 : 22,000千円
--	---	---

5	募集要項 10 提出書類一覧 (3) 事業運営に関する計画等 Ⅲ－4. 業務の執行体制	○ 提出書類のうち、就業規則、給与規程等について、文書量が多くなることが想定されますが、提出部数である15部すべてについて全文を印刷して提出する必要がありますでしょうか。	15部すべてについて全文を印刷して提出する必要があります。
6	募集要項 7. 指定候補者の選定等 (4) 選定基準及び審査項目審査項目・配点表の内の各項目について	① 防災、事故防止、非常災害時の対応など危機管理の方策 ・避難訓練などの定期的な実施以外に、防災士の設置などは評価対象となりますか。 ② 「SDGs推進に向けた事業活動における取組（環境への配慮の考え方）」および「施設の課題や利用者満足度の向上に対する方針・取組」 ・SDGsのうち「目標4：質の高い教育をみんなに」にそぐうものとして、有料以外の無料での講座などによる社会教育における機会均等などについて評価対象となりますか。 ③ 市民サービス、地域の活性化に資する取組、地域への居場所づくりの実施等 ・地域への居場所づくりの提供について、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの有資格者の採用が必須になりますか。	①、② 提案書につきましては、内容、構成等任意となっておりますので、審査項目に関連すると思われる内容を各事業者の判断においてご記入下さい。 ③ 地域への居場所づくりの提供について、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの有資格者の採用は必須ではありません。